

## 2月定例月議会における議案に対する意見募集

### No.14 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正

今回の条例改正は、市内にある所定のごみ集積場に出された資源物の持ち去り行為が絶たない状況であることから、市民の安全を確保するとともに市の歳入の減少に歯止めをかけることを目的として、条例改正を行うものです。

今回の議案に対するご意見を募集します。

#### 1. 改正の背景

本市では、所定のごみ集積場に排出された古紙や布など資源物として利用することができるもの（以下「資源物」という）を、収集日を決めて収集しており、収集した資源物を資源化業者に売却して市の歳入としているが、資源物を不当に持ち去る者が後を絶たない状況であった。

このため、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）を平成22年度に改正し、所定のごみ集積場に排出された資源物を市又は規則で定める者以外の者が持ち去る行為を禁止し、条例に違反した者に20万円以下の罰金を科すこととした。

しかしながら、資源物を持ち去る行為は依然として続いており、道路交通法を無視した危険運転や整備不良車両の使用、住民に対する威嚇行為など、その行動は年々悪質化している。過去には、持ち去り行為者の危険な運転に巻き込まれて市職員が負傷した事例（暴行罪で告発）もあり、今後、市民を巻き込んだ事故等の発生が強く懸念されている。

このことから、市民の安全を確保するとともに市の歳入の減少に歯止めをかけることを目的として、所要の改正を行おうとするものである。

#### 2. 改正の内容

資源物の持ち去り対策の強化に係る以下の規定を新設

- (1) 市又は規則で定める者以外の者が収集又は運搬を行った資源物を譲り受けることを禁止する旨
- (2) 上記(1)の規定に違反していると認める者に対し、違反行為をしないよう命令することができる旨
- (3) 上記(2)の規定に基づく命令又は条例の規定に反し資源物の収集又は運搬を行った者に対する禁止命令を行った場合において、命令を受けた者の氏名等を公表できる旨
- (4) 常習として資源物の収集又は運搬を行った者に対し50万円の罰金を科す旨

#### 3. 施行期日

令和4年10月1日